

～ よくあるご質問とご回答 ～

●対象機器について

Q1：タブレットやパソコンなど、画像閲覧用機器は補助対象になりますか？

A1：対象となるのは防犯カメラ本体、記録装置、設置に要する工事費及び防犯カメラ作動中などの表示板で閲覧用の機器は補助対象ではありません。

Q2：店舗や事務所など事業用の建物への設置は対象となりますか？

A2：対象となりません。ただし、併用住宅で申請者がお住まいの場合には対象となる場合がありますので、事前にご相談ください。

Q3：防犯カメラを2台設置する場合、補助上限は6万円ですか？

A3：補助対象となるのは1世帯当たりカメラ1台の設置にかかる費用です。2台目以降のカメラは補助対象となりません。

Q4：公道から見やすい位置とは？

A4：地域防犯力を向上するため、誰もが自由に入出りできる場所に面した位置への設置をお願いします。

Q5：首ふりやズーム機能があるカメラを設置したいのですが？

A5：当該機能を利用した結果、隣接する民地や公道などが必要以上に撮影可能範囲に含まれる場合には、補助対象となりません。

●対象者について

Q6：対象者を世帯主に限定したのはなぜですか。

A6：防犯カメラは高い防犯力を期待できるとともに、使い方を誤ればプライバシー侵害で設置者が加害者となる可能性を秘めています。そのため、防犯カメラの管理責任者として、対象者を世帯の代表者である世帯主に限定し、責任ある運用に努めていただくためです。

Q7：住宅所有者が世帯主ではない同居の親族ですが、申請に同意書は必要ですか。

A7：所有者が世帯主以外の同一世帯員の場合には同意書は不要です。

Q8：住宅所有者は世帯主を含む共有ですがその場合、共有者の同意書が必要ですか。

A8：必要です。同意書を提出していただくことで、共有者にも防犯カメラの適正運用に関して、理解を求めするためです。

ただし、共有者が同一世帯員の場合には同意書は不要です。